

# 激甚災害制度の概要

<激甚災害制度の概要について>

本概要は、激甚災害制度の内、水産庁防災漁村課（水産施設災害対策室）が所掌する漁港、海岸及び水産業共同利用施設の災害復旧事業に係る事項を中心にとりまとめたものである。

# I 制度編

## 1. 制度概要

### <激甚災害制度>

- 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。
- 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げなど、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。
- 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

### <解説>

○本激と局激の指定内容

- ・本激と局激は、同じ激甚法に基づき措置が適用される。本激は災害対象区域が全国となるが、局激は災害対象区域が市町村となる。指定内容は、本激が対象災害と適用措置の2つを指定するのに対し、局激はこれに加えて災害対象区域（市町村）を指定する。

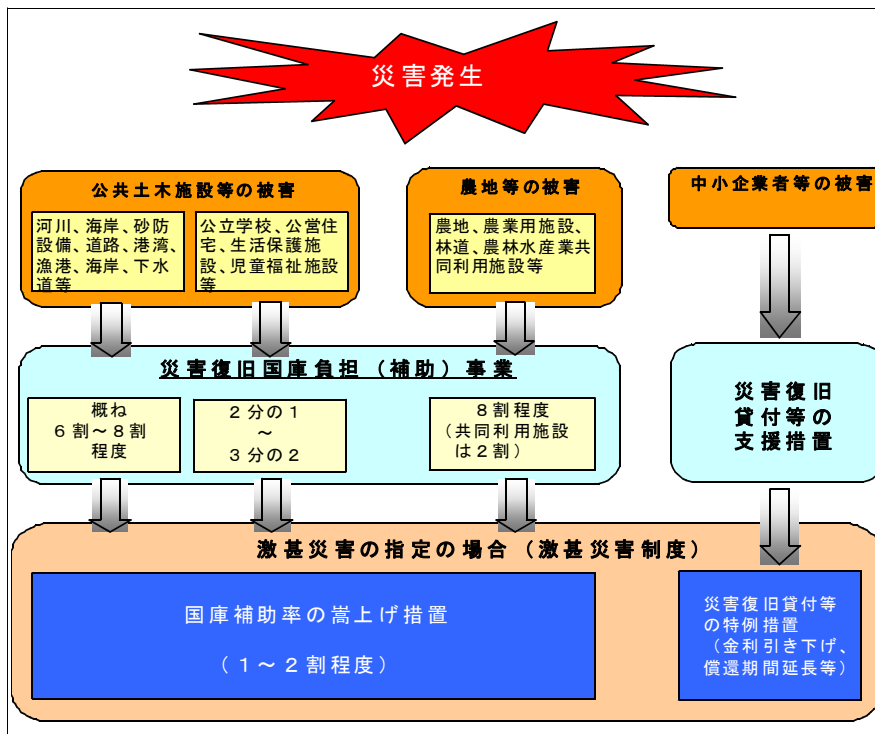


図1 激甚災害制度の概要図

## 2. 適用措置

### <適用措置（本激）>

- 1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条、第4条）  
公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、  
災害関連事業、堆積土砂排除事業等  
（うち水産関係）
  - ・ 漁港及び海岸の災害復旧事業（防）
  - ・ 災害関連事業（漁港及び海岸関係）（防）
  - ・ 堆積土砂排除事業（参考資料4参照）
  
- 2) 農林水産業に関する特別の助成  
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）  
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）  
開拓者等の施設（養殖施設等）の災害復旧事業に対する補助（第7条）  
天災融資法の特例（第8条）  
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）  
共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）  
森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）  
（うち水産関係）
  - ・ 水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（防）
  - ・ 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業
  - ・ 天災融資法の特例
  - ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  
- 3) 中小企業に関する特別の助成（第12条、第13条）  
災害関係保証の特例、貸付金の償還期間等の特例、資金の融通に関する  
特例など
  
- 4) その他の特別の財政援助及び助成  
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）  
私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）  
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）  
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）  
（ただし、激甚災害法に基づく公共土木施設、公立学校、農地等に対す  
る措置が適用される場合。）  
（うち水産関係）
  - ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

注1：（防）は防災漁村課（水産施設災害対策室）が担当する事業。

注2：漁業用施設及び災害関連漁業集落環境施設復旧事業、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、激甚災害制度の対象外である。

注3：「注1」、「注2」の内容は、次の<適用措置（局激）>も同じ。

## <適用措置（局激）>

- 1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条、第4条）  
公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、  
災害関連事業、堆積土砂排除事業等  
（うち水産関係）
  - ・ 漁港及び海岸の災害復旧事業（防）
  - ・ 災害関連事業（漁港及び海岸関係）（防）
  - ・ 堆積土砂排除事業（参考資料4参照）
- 2) 農林水産業に関する特別の助成  
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）  
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）  
森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）  
（うち水産関係）
  - ・ 水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（防）
- 3) 中小企業に関する特別の助成（第12条、第13条）  
災害関係保証の特例、貸付金の償還期間等の特例、資金の融通に関する  
特例など
- 4) その他の特別の財政援助及び助成  
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）  
（ただし、激甚災害法に基づく公共土木施設、公立学校、農地等に対す  
る措置が適用される場合。）  
（うち水産関係）
  - ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

（注意事項については、先の<適用措置（本激）>と同じ。）

## <解説>

### （1）指定政令と大臣告示の関係

- ・ 本激の場合は、指定政令において、災害名と適用措置として激甚法の第何条が適用になるかということのみが定められる。その上で、事業の所管省庁の大臣により、特定地方公共団体等の具体的に措置が適用される地域が告示で指定されることになる。
- ・ 局激の場合も、本激の場合と基本的には同じであり、まず、指定政令において、災害名、市町村名、適用措置のみが定められる。その上で、事業の所管省庁の大臣により、特定地方公共団体等の具体的に措置が適用される地域が告示で指定されることになる。

### （2）各事業の指定政令と大臣告示

#### ①公共土木施設等

- ・ 公共土木施設等については、激甚災害の指定政令により、適用措置等が

定められたとしても、その激甚災害により被災した全ての地域が特別の財政援助を受けられるわけではない。特別の財政援助を受ける都道府県又は市町村（特定地方公共団体）は、政令とは別途に、激甚災害法の施行令に基づき対象事業の主務大臣から告示される。

## ② 共同利用施設

- 共同利用施設については、公共土木施設等とは若干異なり、適用措置の対象地域は、特に被害が激甚であるとして「政令で定める地域」とその他の地域に分けられ、適用される補助率や対象事業の採択基準が異なる。「政令で定める地域」は激甚災害法施行令に基づき農林水産大臣が告示する。対象地域はいずれも市町村。

## (3) 大臣告示の時期

- 通常、3月中旬に局地激甚災害の指定に関する政令公布が行われ、特例措置に係る告示は政令公布日以降の年度内に行われる。
- 大臣告示が年度末に行われる理由としては、公共土木施設等の場合、その年に発生した激甚災害について、負担法など根拠法等による通常の国庫補助がなされた後の地方公共団体の負担額を合計した額に対して、標準税収入倍率に応じた超過累進的な率を乗じて合算した額の交付を特定地方公共団体が受けることになるためである。  
そのため特定公共団体の告示は、激甚災害指定の政令の制定・公布とは別に、年度末に母法の国庫負担率が確定してから一括して告示をしている。
- 公共土木施設等は、国土交通省とりまとめの共同告示として、農地等及び農林水産業共同利用施設は農林水産大臣告示として告示される。

## 3. 激甚災害指定基準

本激については「激甚災害指定基準」、局激については「局地激甚災害指定基準」（いずれも中央防災会議決定）で定められている。

### (1) 激甚災害指定基準（本激）

#### <公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助>

(激甚災害法第2章(第3条、第4条))

A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%
かつ
1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ・・・の県が1以上
又は
2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ・・・の県が1以上

<解説>

- ①漁港施設等の場合、査定見込額は、漁港施設及び海岸に係る被害報告額に5ヵ年平均の査定率（査定決定額÷被害報告額）を乗じたもの。
- ②上記査定見込額は災害関連事業分を含まない。
- ③政令指定都市の事業については、都道府県事業として計上する。

<農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置> (激甚災害法第5条)

A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%
かつ
1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% .....の県が1以上
又は
2) 一の都道府県の査定見込額 > 10 億円 .....の県が1以上

<農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例> (激甚災害法第6条)

1) 第5条が適用される場合 又は
2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条が適用される場合 ただし、1)、2)とも、当該施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

<解説>

- ①この「当該施設」とは、農林水産業共同利用施設を意味する。
- ②被害見込額は、農林水産業共同利用施設に係る被害報告額に5ヵ年平均の査定率（査定決定額÷被害報告額）を乗じたもの。この査定率は、経年前査定率であり、当該施設の減価償却を考慮していない。

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。
3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%
又は
4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条が適用される場合
ただし、3)、4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

<解説>

- ①「漁船等の被害見込額」及び「漁業被害見込額」については、参考資料

3を参照のこと。これらの「見込額」は、都道府県等から報告のあった被害報告額をそのまま用いる。

- ②「水産業共同利用施設に係る被害見込額」は、農林水産業共同利用施設に係る被害報告額に5ヵ年平均の査定率（査定決定額÷被害報告額）を乗じたもの。この査定率は、経年前査定率であり、当該施設の減価償却を考慮していない。

### ＜小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等＞

(激甚災害法第24条)

第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

(参考)

### ＜水産動植物の養殖施設の災害復旧事業＞ (激甚災害法第7条)

全国の海面養殖施設被害見込額

＞当該年の全国の海面養殖業所得推計値×2.0%  
(内水面養殖施設の場合は2.5%)

かつ

都道府県の海面養殖施設被害見込額

＞当該年のその都道府県の海面養殖業所得推計値×40%  
(内水面養殖施設の場合は30%)

又は

都道府県の海面養殖施設被害見込額

＞当該年の全国海面養殖業所得推計値×1%

### ＜天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特定＞

(激甚災害法第8条)

A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%

B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%

かつ

一の都道府県の特別被害農業者

＞当該都道府県の農業者×3.0%の県が1以上

ただし、A、Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおとど被害の実情に応じて個別に考慮する。

### ＜共同利用小型漁船の建造費の補助＞ (激甚災害法第11条)

被害小型漁船（無動力漁船又は5トン以下の動力漁船で、沈没又は滅失等した漁船）の総数が100隻超

かつ

当該漁船の所属漁協が管内漁協総数の1/10を超える都道府県であること



(2) 局地激甚災害指定基準 (局激)

<公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助>

(激甚災害法第2章 (第3条、第4条))

次のいずれかに該当する災害

- 1) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費  
    > 当該市町村の標準税収入 × 50%  
    (査定事業費が1千万円未満のものは除く。)  
    ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
- 2) 1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

<解説>

- ①合算は、公共土木施設等の査定事業費が1千万円以上となる市町村の査定事業費を合計する。
- ②漁港施設等の場合、査定見込額は、漁港施設及び海岸に係る被害報告額に5ヵ年平均の査定率 (査定決定額 ÷ 被害報告額) を乗じたもの。
- ③被害箇所の数のカウント方法については、水産庁の場合、漁港数や漁港海岸の数ではなく、被害の箇所数となる。
- ④上記算定には災害関連事業分を含まない。

<農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置> (激甚災害法第5条)

次のいずれかに該当する災害

- 1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  
    > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%  
    (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものは除く。)  
    ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
- 2) 1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

<農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例> (激甚災害法第6条)

次のいずれかに該当する災害

- 1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  
    > 当該市町村の農業所得推定額 × 10%  
    (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものは除く。)  
    ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
- 2) 1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)



<解説>

- ①共同利用施設に係る局激指定基準は、農地等に係る同基準と同じ。
- ②合算額は、農地等の査定事業費が1千万円以上となる市町村の査定事業費を合計する。

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、

当該市町村内における漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、

当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10%  
(漁船等の被害額が1千万円未満のものは除く。)

ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

<解説>

- ①合算額については、漁船等の被害額が1千万円以上となる市町村の当該被害額を合計する。なお、この際用いる被害報告額は確定額(精査した被害報告額。確定させるための特段の手続きはない。)を用いる。
- ②水産独自基準では、早期局激指定はできない。

<小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等>

(激甚災害法第24条)

第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

4. 特別の財政援助(大臣告示)の対象地域に係る基準

<公共土木施設等>

その年の激甚災害による対象事業(2章関係)ごとの地方負担の合計額	>	当該激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における標準税収入	都道府県 × 10% 市町村 × 5%
----------------------------------	---	------------------------------------	------------------------------

<解説>

- ①2つ以上の激甚災害に被災し、法2章の措置が適用されていれば、それらの激甚災害による対象事業の地方負担額を全部通算した合計額となる。なお、災害関連事業については、政令指定の際の合算で除くこととなっているが、大臣告示の際の合算には含めるので留意する必要がある。
- ②都道府県については、本激による対象事業の地方負担額のみを合算する。

### <水産業共同利用施設>

水産関係での対象地域は、激甚災害法施行令第19条第1項第1号、2号並びに第5号のいずれかに該当するものである。

- ①第1号の地域とは、施行令第14条第1項第1号に掲げる地域で、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業において補助の特別措置の適用を受ける区域
- ②第2号で規定されている地域は、激甚法第3条第1項第14号または第10条の規定により国がその費用を補助する湛水の排除事業に係る地域に農地の存する市町村の区域
- ③第5号の地域は、その市町村の区域内に住所を有する漁業者のうちの天災融資法に規定する特別被害漁業者の総数が被害漁業者の総数の3割を超える地域

### <解説>

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる地域（施行令第14条第1項第1号に掲げる地域）

通常補助控除額＝（その年に発生した激甚災害に係る当該事業に要する経費）－（災害復旧事業については国の補助額、災害関連事業については通常国の補助額）

通常補助控除額>市町村の被災農家数×2万円

- (2) 被害漁業者（天災融資法第2条第1項）

- ①被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額がその者における漁業による総収入額の10%以上である  
又は

- ②天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上である  
旨の市町村長の認定を受けたもの

- (3) 特別被害漁業者（天災融資法第2条第2項）

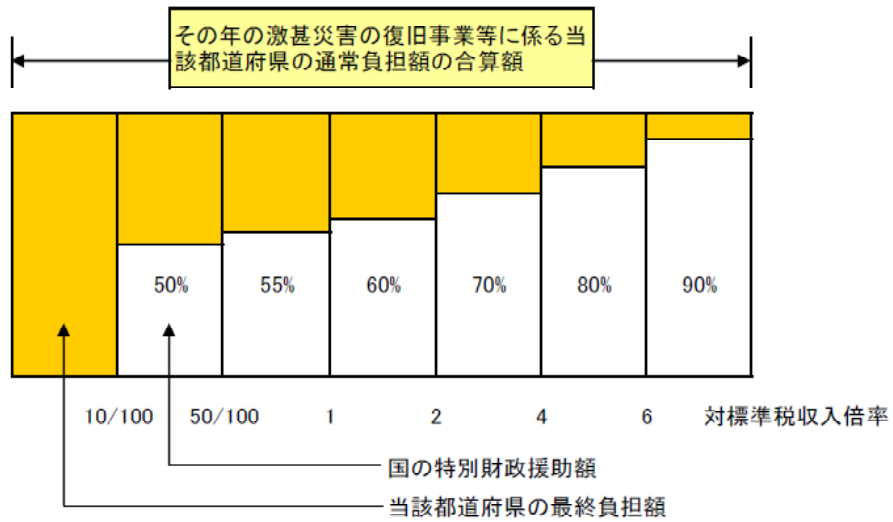
上記要件①、②の率が一段高く、それぞれ50%、70%に及ぶものをいう。

## 5. 特別の財政援助の内容

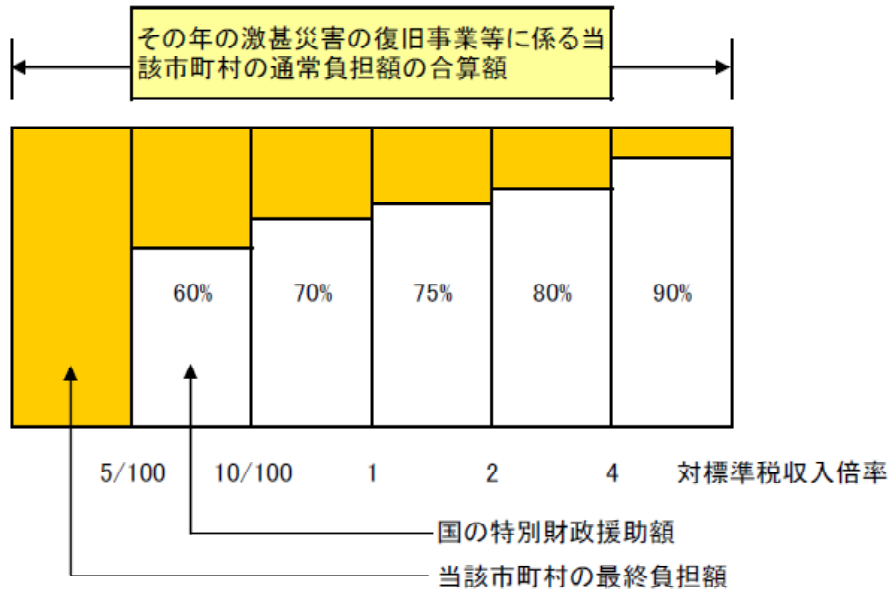
### <公共土木施設等>

国庫負担率、国庫補助率の嵩上げ（特別の財政援助）は、災害復旧事業ごとに嵩上げするのではなく、その年における災害復旧事業等の地方負担額を合計し、その負担額を当該地方公共団体の標準税収入と比較し、一括で国庫補助の嵩上げを行う「総合負担軽減方式」である。

○都道府県



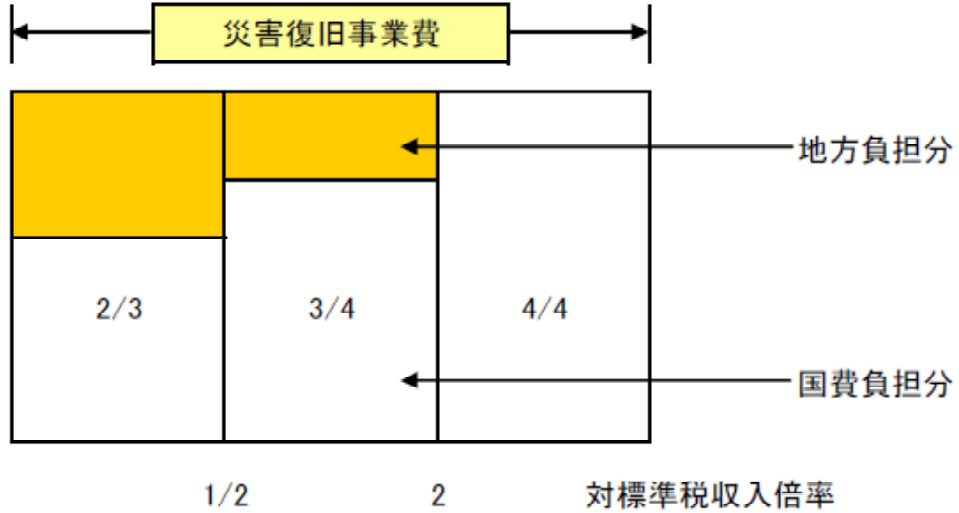
○市町村



(参考)

●災害復旧事業（負担法等）による国庫負担及び補助

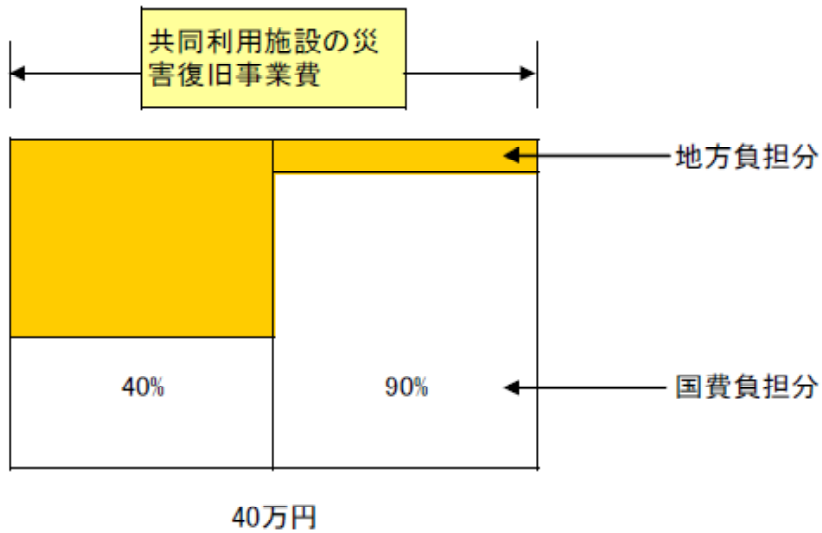
公共土木施設等が災害により被害を受けた場合には、通常負担法等の根拠法令等に基づき災害復旧事業等が行われ、地方公共団体に対して国の負担又は補助による財政援助がなされる。



<水産業共同利用施設>

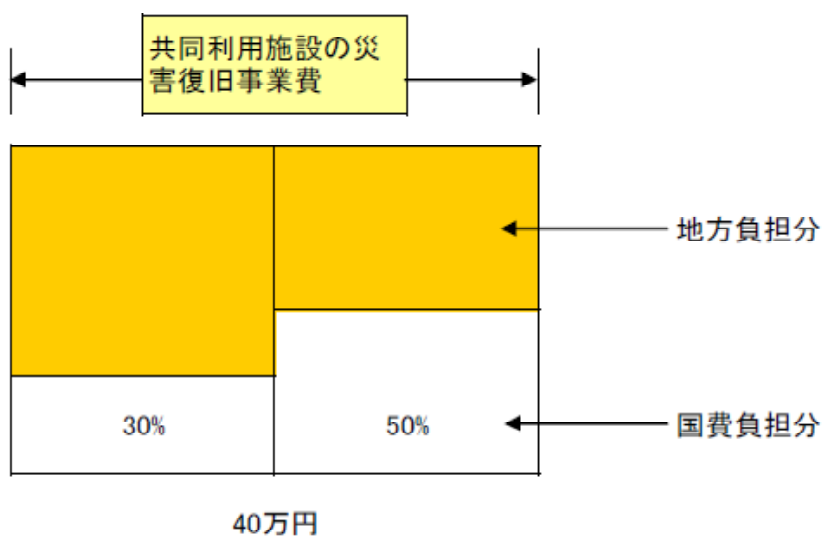
○特例対象地域（告示地域）

対象事業：一箇所の工事費が13万円以上



○その他の一般被災地域

対象事業：一箇所の工事費が40万円以上

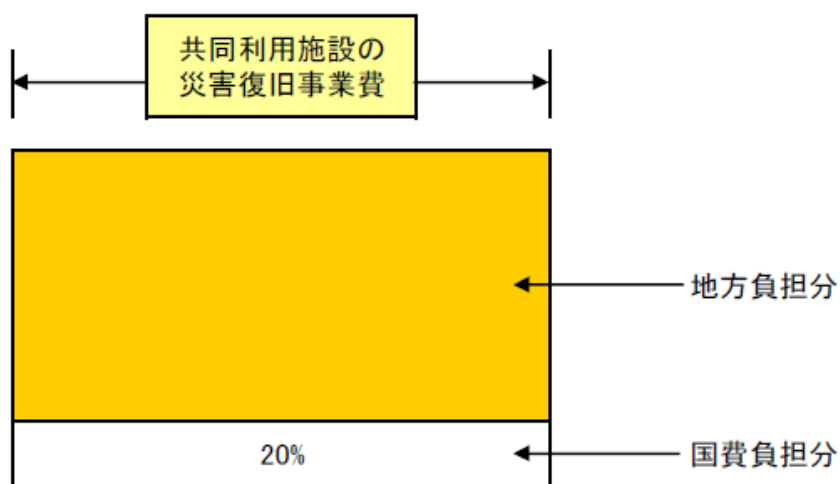


(参考)

●災害復旧事業（暫定措置法）

農協、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき災害復旧事業が行われ、農協、森林組合等に対して補助がなされる。

【一般災害の補助率】



対象事業：1箇所の工事費用が40万円以上

対象事業：1箇所の工事費用が40万円以上

### Ⅲ 解説編

#### 6. 激甚災害指定の時期と手続き

##### <指定基準と指定時期>

激甚災害の指定は中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。指定時期については法令で特に定められていないが、概ね次の通り指定が行われている。

##### ①本激指定の場合

- ・災害発生から概ね1ヶ月で指定。

##### ②早期局激指定の場合

- ・災害発生から概ね1ヶ月で指定。

##### ③局激指定の場合

- ・3月中旬に指定。

##### (1) 指定の流れ

- ・激甚災害の指定について、被害報告から政令公布までの大まかな流れは次の通り。

- 1) 被災した地方公共団体等から各事業の所管省庁へ被害報告
- 2) 関係省庁、財務省及び内閣府が協議
- 3) 内閣府が激甚災害の指定と適用すべき措置を指定する政令案を作成
- 4) 激甚災害法に基づき、政令の制定について中央防災会議に諮る
- 5) 閣議決定を行い、政令を制定・公布

##### ①本激指定の場合

- ・災害が発生した場合、事業所管省庁がそれぞれ被害状況の把握に努め、公共土木施設等の災害復旧事業や農地、農業用施設等の災害復旧事業等について被害報告額と平均査定率から復旧事業費の査定見込額を算出し内閣府に報告する。なお、公共土木施設等は、事業の所管省が多岐にわたるため、関係省による同意に基づき国土交通省がとりまとめ、内閣府に報告している。
- ・水産庁の場合、市町村分も含め都道府県から被害状況の報告を受けることとなる。

##### ②早期局激指定の場合

- ・早期局激指定の指定の流れは本激の場合と同じ。局激指定の場合、査定事業費が基準を満たすかどうかで判定するが、早期局激指定の場合は本激と同じく査定見込額を用いて判定する。これは局地激甚災害指定基準（中央防災会議決定）の改正に伴い、公共土木施設等及び農地等について、一定の要件を満たす場合に査定見込額によって指定できることとなったためである。

##### ③局激指定の場合

- ・局激の場合、関係市町村や関係事業が多数に及ぶため、内閣府は例年



1 2月初旬に各都道府県を經由して各市町村に対し、その年の1月から11月までの各事業につき復旧事業費の査定額の提出を依頼している。12月に発生した災害に関する査定額については、内閣府から年明けに再度提出の依頼を行っている。報告された資料を基に、気象庁と災害期間の確定を行うとともに、激甚災害を指定する上での災害毎の最終査定額を確定させる。

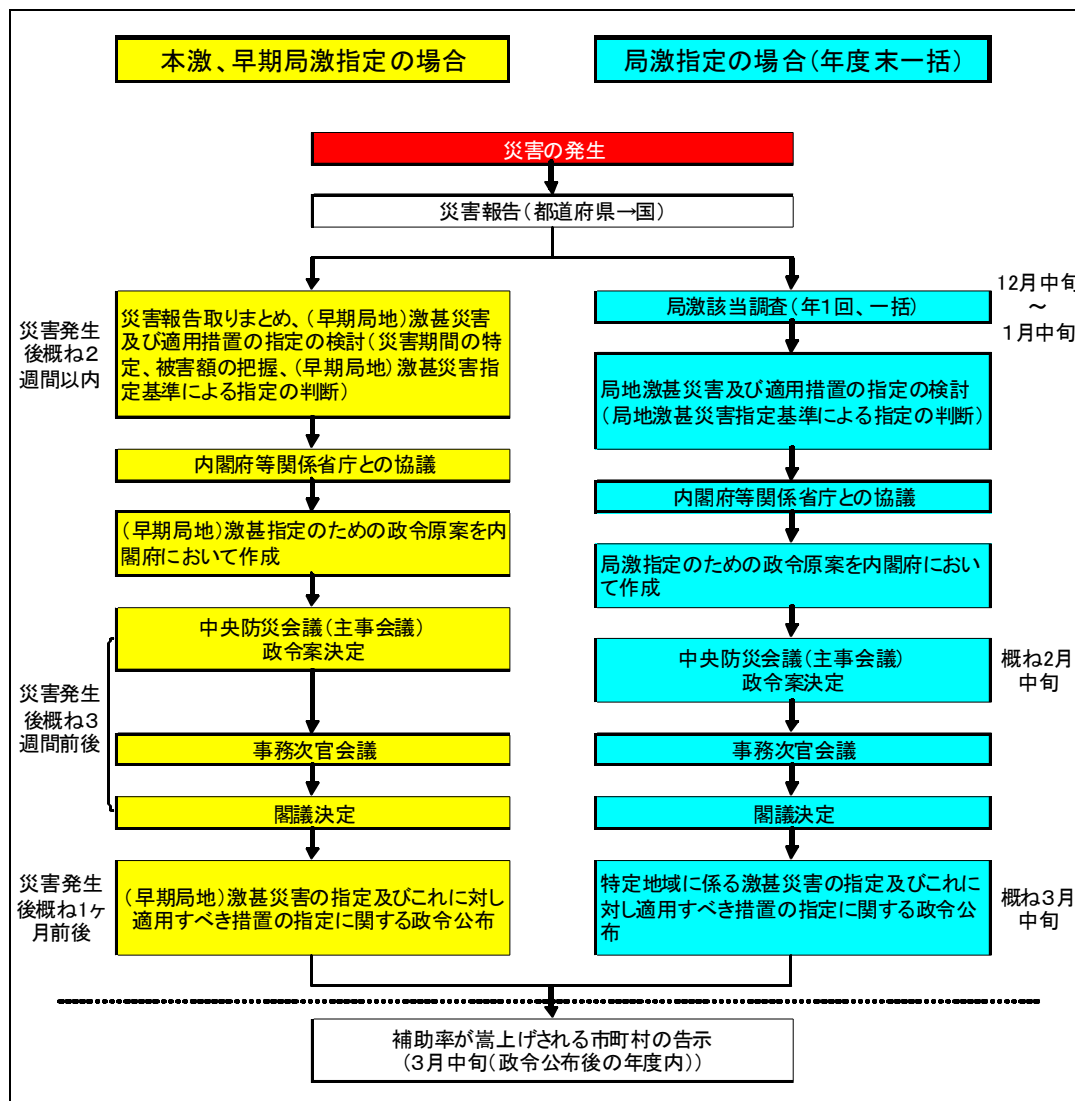


図2 激甚災害指定手順

(2) 早期局激指定

- ・平成19年4月に局地激甚指定基準の一部改正により、公共土木施設等及び農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行基準を超えると見込まれ、かつ、中小企業や森林関係の局激指定が行われる場合について、国民への分かりやすさといった観点から、査定見込額による早期局激指定を行えることとなった。

その後、平成20年7月の局地激甚指定基準の改正で、中小企業や森

林関係の局激指定が行われない場合でも早期局激指定は可能となったが、新たに「当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く」との条件が加えられた。この被害箇所のカウント方法については、水産庁の場合、漁港数や漁港海岸の数ではなく、被害の箇所数となる。

## 7. 激甚災害指定に係る作業

### <作業概要>

激甚災害指定の判定を行うため、被害報告のとりまとめや災害の特定を、都道府県、関係省庁、水産庁が連携して行う必要がある。

#### (1) 被害報告のとりまとめ（随時）

- ・ 甚大な被害が生じた災害の場合、激甚災害の指定の可能性を検討するため、被害状況（被害報告額調）の調査が行われる。特に大震災後には、数日以内（平成19年の中越沖地震は2日後、平成20年の岩手・宮城内陸地震は翌日、岩手沿岸北部地震は当日。）に内閣府から調査依頼の事務連絡が発出されることとなる。この調査は、一次提出期限が概ね10日後、最終提出期限が概ね2週間後となる。
- ・ 水産業共同利用施設に係る特例措置については、激甚災害法第5条に連動して講じられる場合と水産独自基準により指定される場合がある。法第5条の適用については、農地等の被害額をベースに検討されることとなるが、水産独自基準による激甚指定の場合は、水産関係の被害額をベースに判定するため、次に示す資料等が必要となる。

##### 1) 本激

「水産業関係被害報告様式」によって報告（速報として災害発生後1週間を目途に提出。速報の段階では必ずしも当該様式を用いる必要はないが、その後の作業等を考慮すれば、当該様式をもって報告することが望ましい。）される被害額（見込額）から判断する。本激指定については見込額で判定できることから、必ずしも被害額を確定させる必要はないが、判定根拠として被害額の精度を向上させる必要があることから、災害発生後2週間以内に被害概要報告として当該様式をもって被害額を報告することとしている。

##### 2) 局激

水産独自基準による早期局激指定はできないため、水産独自基準による指定が行われるとすれば年度末となる。しかしながら、指定の可能性については、速やかに検討しておく必要があるため、災害発生後1ヶ月以内に正確な被害状況を把握することとしている。

具体的には、水産庁が「水産業関係被害報告様式」により報告される被害額（見込額）を確認し、局激指定の可能性がある場合のみ、水産庁漁政課から事務連絡をもって「市町村別水産業関係被害報告一覧表」の提出を依頼することとしている。「水産業関係被害報告様式」に

については、災害発生後1週間を目途に、「市町村別水産業関係被害報告一覧表」については、災害発生後1ヶ月以内に提出する必要がある。

## (2) 災害の特定（年末）

- ・ 11月から翌年1月にかけて、内閣府はとりまとめた被害報告の内容を関係省庁に照会しつつ、災害一覧表を作成する。この際、関係省庁は被災地、災害名、発生日、終了日について記載事項の確認を行い、気象庁は被害発生地における災害の発生日や終了日等についてチェックを行う。水産庁（水産施設災害対策室）は、原則、都道府県から受けた被害報告をそのまま内閣府に報告していることから、災害一覧の確認作業は、都道府県が報告した被害報告全てが対象となる。
- ・ 災害の発生日と終了日については、気象データ（雨量、風速）の観測値を基に決定する必要がある。例えば、台風が早朝に通過する場合、前日の夜に豪雨や強風がなければ、被災日は台風が通過したその日のみとなり、前日からとはならない。また、埋そく災や流木災の災害発生日は、被災状況を確認した日ではないことに留意する必要がある。

## (3) 激甚災害指定に係る調査（年末）

### 1) 「局地激甚災害該当災害の報告について」

年度末に一括して局地激甚災害を指定するため、公共土木施設等の査定事業費等（市町村別、所管別）を調査するもの。例年、12月20日前後に内閣府より各都道府県に対し調査が発出される。締切は1月20日前後となる。

### 2) 「平成〇〇年度公共土木施設災害復旧事業国庫負担率および激甚災害特別財政援助額の算定事務に係る調書作成について」

負担法に基づく最終的な国庫負担率及び激甚災害法に基づく特別財政援助額等を算定するため、公共土木施設等の査定事業費等（市町村別、災害別）を調査するもの。例年、国土交通省の依頼を受けて12月上旬から1月上旬にかけて水産庁が各都道府県に対し調査を行う（被害件数が少ない場合には、水産庁で資料を作成する場合もある。）。

## 8. 補助金の交付

### <補助金の交付時期>

激甚災害制度は、様々な災害復旧事業等における災害復旧事業費の国庫補助に対して、補助率の嵩上げ等の特別の財政援助措置等を行う制度である。そのため、各事業の法律に基づく国庫補助に先立って激甚災害法に基づく補助が行われることはなく、年度末に補助が行われる。

### ○実際の財政措置

- ・ 年度末の局激一括指定の際に、当年災の補助率の嵩上げ分について要望

調査（本激分も含む）を行う。

- ・次年度以降については、事業の進捗状況に応じ、国庫補助が行われることになるが、この際の補助率は、嵩上げ後の補助率が用いられる。

## 9. 激甚災害指定に係る制度・基準の改正

(1) 水産業共同利用施設に係る激甚災害指定基準の見直し（平成 19 年 2 月 27 日中央防災会議決定）

### 1) 見直しの背景

平成 18 年 10 月上旬の低気圧の影響により、北海道、東北地方などにおいて、漁業関係を中心に大きな被害が発生した（※）。しかしながら、従来の農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定基準は、「農地等の査定見込額」や「農業被害見込額」が「全国の農業所得推定額」の一定割合を越えること等、農業被害を指標としているため、今回のように、漁業被害のみが甚大である場合には、激甚災害の指定がなされないこととなる。

このため、現行基準に加え、漁業被害見込額が農業被害見込額を超える特異な災害の場合は、「漁船等の被害見込額」や「漁業被害見込額」が「全国の漁業所得推定額」の一定割合を超えること等、漁業被害を指標として指定の可否を判断するよう基準を追加し、当該災害に遡及的に適用することとなった。

(※) 平成18年10月上旬の低気圧災害では、被害が海岸部に集中し、農林水産業被害総額が705億円に達する中で、水産被害総額が404億円を占めた。

### 2) 追加基準の内容

<本激甚基準>

①第5条が適用される場合

又は

②農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条（天災融資法の特例）が適用される場合

ただし、①、②とも、当該施設（農林水産業共同利用施設）に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。

(追加基準)

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、

当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。

③漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%

又は

④漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条（天災融資法の特例）が適用される場合

ただし、③、④とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。

<局激基準>

①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費

> 当該市町村の農業所得推定額 × 10%

(災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。)

ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。

②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）。

(追加基準)

ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、

当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、

当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% (漁船等の被害額が 1 千万円未満のものを除く。)

ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。

(2) 「公共土木及び農地等の措置に係る早期局激指定基準の運用について」の見直し

○平成 19 年 3 月 25 日

→能登半島地震発生

○平成 19 年 4 月

→局地激甚指定基準（中央防災会議決定）の一部改正

- ・公共土木施設等又は農地等の措置について、査定見込額が明らかに現行基準を超えると見込まれ、かつ、中小企業や森林関係の局激指定が行われる場合について、国民への分かりやすさといった観点から、査定見込額による早期局激指定を行えることとなった。



- 平成19年6月
  - 早期局激指定の運用見直し
    - ・局地激甚指定基準の改正に伴い、早期局激指定の運用見直し
- 平成20年6月14日
  - 岩手・宮城内陸地震発生
- 平成20年7月3日
  - 局地激甚指定基準の改正
    - ・中小企業や森林関係の局激指定が行われない場合でも早期局激指定は可能となったが、新たに「当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く」との条件が加えられた。

#### (参考)

#### ●局地激甚<sup>じん</sup>災害指定基準(抄)(公共土木施設等の例)

##### (1) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。)の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村(当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。)が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

## 10. その他

### (1) 合併市町村の取扱い

#### <公共土木施設>

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律」に係る合併が行われた市町村の激甚災害指定に当たっては、同法第19条の規定に基づき、合併市町村に不利益とならないよう措置するため、合併前の市町村ごとに標準税収入等の数値に基づき判定し、当該市町村が基準を満たす場合は、激甚災害指定を受けることが可能となっている。この場合、災害名に冠される市町村名は、災害発生年の12月31日現在のものを用いているため、合併後の市町村名で指定されることとなる。また、嵩上げされる事業費は合併後の市町村の事業費全てではなく、指定を受けた旧市町村に係る事業費のみであるが、これを合併後の市町村がどの災害復旧事業に使用するかについては、特に指定はしないこととなっている。なお、合併後の標準税収入は、旧市町村の標準税収入の総合計、もしくは(総務省の公表している)合併後の市町村の標準税収入のいずれか、財政援助を受けるにあたり有利な方を採用する。



- ・ 実際の嵩上げ措置については、新市町村内の被災した公共土木施設全てが一律に補助率の嵩上げ措置を受ける場合が多い。ただし、旧市町村が基準を満たし新市町村として局激指定される場合、算定された嵩上げ額の総額は変わらないため、激甚指定を受けていない旧市町村の被災施設が多く含まれるほど、嵩上げされる一律の補助率は小さくなる。なお、その最終的な補助率等は毎年国土交通省がとりまとめる「平成〇年公共土木施設災害復旧事業費国庫負担率及び平成〇年激甚災害復旧事業特別財政援助額算定表」に示される。

#### (参考)

- 市町村の合併の特例等に関する法律（抄）（平成17年4月から平成22年3月までの限時法）  
（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第十九条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

#### (2) 事務費

- ・ 事務費は年間を通じた工事費の総額によって決まる。総額が大きくなるほど、工事費総額に対する事務費率は小さくなる。災害の場合、過年災の交付申請では確定事務費率が使用され、当年災分は基本的に仮置きの数値（県営2.5%、市町村営4.5%）を使って計算。なお、都道府県に対しては年度末に確定事務費率を通知する。

#### (参考)

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（抄）

第4条3 第1項に規定する事務費は、地方公共団体ごとに工事費の総額を次の各号に定める額に区分して逡次に当該各号に定める率を乗じて定める。

一	3億円以下の金額	100分の4.5
二	3億円を越え5億円以下の金額	100分の3.5
三	5億円を越え10億円以下の金額	100分の2.5
四	10億円を越え30億円以下の金額	100分の2
五	30億円を越える金額	100分の1.5

#### (3) 地方負担額の算出方法

- ①国が施行する事業で、都道府県又は市町村が費用の一部を負担するもの  
査定事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額を地方負担額とする。

地方負担額＝査定事業費の額×当該団体の負担割合

②都道府県又は市町村事業で、国が費用の一部を負担（補助）するもの  
査定事業費の額から国が負担（補助）する額を控除した額を地方負担額とする。

地方負担額＝査定事業費の額×国庫負担（補助）額

③市町村事業で、国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するもの  
ア) 都道府県にあっては、査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額

都道府県の地方負担額＝査定事業費の額×都道府県の負担割合

イ) 一般市町村にあっては、査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額

一般市町村の地方負担額＝査定事業費の額－国庫負担額－都道府県の負担額

#### （参考）

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

第7条第1項第3号 国が施行する事業で都道府県又は市町村が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額

第7条第1項第5号 市町村が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するものについては、都道府県にあっては査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額、市町村にあっては査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額

#### （4）漁業用施設が激甚法の嵩上げ対象となっていない理由

漁港施設については、激甚災害法制定時において実質的に特例措置の対象となるものが存在しなかったにもかかわらず、母法たる農林水産業施設暫定法に通常災害の場合の措置についての規定があるというだけでの理由で漫然と災害特例法による特例措置の対象にされてきたという従来の不合理を是正し、さらに本法制定後の農林水産業施設暫定措置法の改正により追加された沿岸漁場開発施設については、そのウエイトは小さいものであることから本法の助成の対象とされていない。

また、漁業用施設の採択件数は年間10件程度と少なく、また、暫定措置法第3条第3項第4号の高率補助規定があることから、仮に大規模な災害が発生しても、この規定に基づき対応が可能であることから、激甚災害法による補助の特別措置の対象となっていない。

#### （5）共同利用施設の激甚地域への助成がその他にくらべ極めて手厚い理由

特に被害が激甚であるとして政令で定める地域（告示地域）の共同利用施設に係る災害復旧事業への国の助成は、その他の場合における助成に比べ極めて手厚い。これは、激甚災害の場合、告示地域における共同利用施設を有する団体の構成員たる農林水産業者は、一般に共同利用施設以外の面でも甚大な被害を受け、多大な負担を伴っている場合が多いと想定されるためである。

災害に対する国の助成措置を考えるにあたっては、その災害を受けた地域や団体の負担の程度を全体として考えるべきだという思想に基づくものである。

#### 激甚<sup>じん</sup>災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正 昭和 四十年二月 十七日  
同 四十七年八月 十一日  
同 五十六年四月 十日  
同 五十六年十月 十四日  
同 五十七年九月 十日  
同 五十八年七月 九日  
平成 十二年三月二十四日  
同 十二年十月三十一日  
同 十九年二月二十七日

激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚<sup>じん</sup>災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚<sup>じん</sup>災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
  - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%をこえる災害
  - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
    - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%をこえる都道府県が一以上あること。
    - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚<sup>じん</sup>災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
  - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害
  - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年

度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（1）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害

（2）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

- 4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%をこえる都道府県が一以上あるもの

- 5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五%を超える災害

- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの
- 6 法第十二条、第十三条及び第十五条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの
- ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症<sup>じん</sup>予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。
- ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第二十二條<sup>り</sup>（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害<sup>じん</sup>は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区



域内の住宅戸数の二割以上である災害

- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。

局地<sup>じん</sup>激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正 昭和四十六年十月 十一日  
 同 五十六年十月 十四日  
 同 五十八年六月 十一日  
 平成 十二年三月二十四日  
 同 十九年二月二十七日  
 同 十九年四月 十九日  
 同 二十年七月 三日

激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二条の激甚<sup>じん</sup>災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚<sup>じん</sup>災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚<sup>じん</sup>災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条、第十三条及び第十五条の措置をそれぞれ適用すべき<sup>じん</sup>激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満である場合を除く。
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇 ha を超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十

二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。

水産業共同利用施設に係る指定基準の用語の定義

いずれの見込額についても、被災施設等の「復旧に要する経費」を算出しようとするもの。具体的な算出方法は次のとおり。

なお、算定基礎資料となる個々の被害内容（漁船、漁具等）は、農林水産業被害報告取りまとめ要領（農林水産事務次官依命通知）に基づき提出される「水産業関係被害報告」を用いるものとする。

1. 「農地等査定見込額」と「漁船等被害見込額」（本激）

①農地等査定見込額	農地、農業用施設、林道の査定見込額
②漁船等被害見込額	漁船、漁具、養殖施設の被害見込額

- ①農地等査定見込額：被害報告額に平均査定率を乗じたもの。
- ②漁船等被害見込額：再取得価格又は復旧見込額として都道府県等の担当部局から報告のあったもの。

いずれも基本的な生産手段・施設が対象

農業：農地、農業用施設、林道

水産業：漁船、漁具、養殖施設

2. 「農業被害見込額」と「漁業被害見込額」（本激）

①農業被害見込額	農作物、果樹、樹体、畜産物等の被害見込額
②漁業被害見込額	養殖等水産物、漁船、漁具の被害見込額

被害見込額については、いずれも同じ手法であり、施設等被害については再取得価格又は復旧額、生産物被害については時価又は公定価格に被害数量を乗じた額。

いずれも天災融資法における被害額の算定の基礎となる生産物等を対象

農業：農作物、畜産物、繭の減収量、果樹、茶樹、桑樹の損失額

水産業：魚類、貝類、海草類の損失額、漁船、漁具の損失額

3. 「農地等の災害復旧事業費」と「漁船等の被害額」（局激）

①農地等の災害復旧事業費	農地、農業用施設、林道の査定額
②漁船等の被害額	漁船、漁具、養殖施設の被害確定額

- ①農地等の災害復旧事業費：災害査定後の復旧事業費。
- ②漁船等の被害額：施設の再取得価格又は復旧額として都道府県知事から報告のあったもの。

4. 「農業被害額」と「漁業被害額」（局激）

①農業被害額	農作物、果樹、樹体、畜産物等の被害確定額
②漁業被害額	養殖等水産物、漁船、漁具の被害確定額

被害額については、いずれも同じ手法であり、施設等被害については再取得価格又は復旧額、生産物被害については時価又は公定価格に被害数量を乗じた額。

## 堆積土砂排除事業

## 1. 概要

「激甚災害法」第2章の措置を適用すべき激甚災害として政令で指定された災害により、漁業法による漁業権の設定されている漁場の区域内に極めて多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が流入した場合には、特定地方公共団体としての指定を受けた市町村が費用の全部又は一部を負担して行う土砂等の排除事業に対して国から交付金が交付される。

## 2. 特定地方公共団体の指定

本事業を実施することのできる市町村は、「激甚災害法」第3条第1項各号に掲げる事業ごとの市町村負担額の合算額が当該市町村の激甚災害発生年度における標準税収入（標準税率により算定した地方税の収入見込額）の5%を越える市町村として農林水産大臣が告示した特定地方公共団体たる市町村に限られる。

## 3. 採択基準

1つの市町村の地先の漁業権漁場の区域内に堆積した土砂等が、次のいずれかの条件を満たす場合に本事業の対象となる。

①樹木にあつては、1,000本以上であり、かつ、1km<sup>2</sup>当たり200本以上

②それ以外の土砂等にあつては、堆積量が5万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、平均堆積高が20cm以上

## 4. 交付金額の算定

激甚災害法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額を合算した額を、当該市町村の当該年度における標準税収入区分に従って区分し、それにそれぞれの所定率を乗じて得た額を合算する。

標準税収入の 5/100を越え 10/100までに相当する額	60/100
標準税収入の 10/100を越え100/100までに相当する額	70/100
標準税収入の100/100を越え200/100までに相当する額	75/100
標準税収入の200/100を越え400/100までに相当する額	80/100
標準税収入の400/100を越える額に相当する額	90/100